

「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」の一部改正について（案）

平成 22 年 2 月 10 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第三者割当増資等の取扱いに関する規則	会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則
第 1 章 総 則	（ 新 設 ）
（目 的） 第 1 条 この規則は、会員が<u>第三者割当増資等の買受けを行うに際し遵守すべき事項を定めるとともに、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</u>	（目 的） 第 1 条 この規則は、会員が<u>行うMSCB等の買受け時の確認、観察期間における空売り及び市場売却並びに新株予約権等の行使制限等に関し必要な事項を定めることにより、MSCB等の買受け、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とする。</u>
（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 第三者割当増資等 <u>上場発行者が第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）の方法による募集又は売出しを行う株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）をいう。</u> 2 MSCB等 <u>上場発行者が行う第三者割当増資等のうち次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの額（以下「行使価額」という。）が、6 か月間に 1 回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場における価格（取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。</u>	（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （ 新 設 ） 1 MSCB等 <u>上場有価証券の発行会社</u>が第三者割当による募集により発行する次に掲げる有価証券であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの額（以下「行使価額」という。）が、6 か月間に 1 回を超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株券の取引所金融商品市場における価格（取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含む。以下同じ。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいう。
イ （ 現行どおり ） ロ （ 現行どおり ） ハ （ 現行どおり ）	イ （ 省 略 ） ロ （ 省 略 ） ハ （ 省 略 ）

改 正 案	現 行
二 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の<u>上場発行者</u>が発行する上場株券であるものをいう。） 3 買 受 け 第三者割当増資等の募集又は売出しに際して、当該株券等を第三者に取得させることを目的とせず、その全部又は一部を取得することをいう。 4 （ 現行どおり ） 5 観 察 期 間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券若しくは対象株券と同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」という。）の価格を参照する期間（<u>上場発行者</u>がM S C B等の発行に係る重要事実の公表を行った以降に限る。）をいう。 6 （ 現行どおり ） 7 上場発行者 <u>国内の取引所金融商品市場に上場されている有価証券の発行者をいう。</u>	二 取得請求権付株券（取得請求権の行使により交付される対価が当該取得請求権付株券の<u>発行会社</u>が発行する上場株券であるものをいう。） 2 買 受 け M S C B等の発行に際して、当該M S C B等を第三者に取得させることを目的とせず、その全部又は一部を取得することをいう。 3 （ 省 略 ） 4 観 察 期 間 新株予約権等の行使価額の設定又は修正を行う際に基準となる取引所金融商品市場における対象株券及び対象株券と同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」という。）の価格を参照する期間（<u>発行会社</u>がM S C B等の発行に係る重要事実の公表を行った以降に限る。）をいう。 5 （ 省 略 ） （ 新 設 ）
第 2 章 上場発行者に対する確認及び要請等	（ 新 設 ）
（ 削 る ）	（ 発 行 会 社 対 する 説 明 ）
第 3 条 会員は、<u>第三者割当増資等（当該第三者割当増資等の発行若しくは売出しに当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第10条から第12条まで、第14条、第15条及び第16条第1項を除き、以下同じ。）の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる項目について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。</u>	第 3 条 会員は、<u>発行会社に対してM S C B等の発行を提案する場合には、当該発行会社がM S C B等の商品性並びに発行に伴うメリット及びデメリットについて十分に理解し、既存株主に与える影響等を十分に考慮したうえでM S C B等の発行を選択するよう、当該発行会社に対して十分な商品説明を行うものとする。</u>
（買受け時の確認事項）	（M S C B等の買受け時の確認事項）
第 3 条 会員は、<u>第三者割当増資等（当該第三者割当増資等の発行若しくは売出しに当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第10条から第12条まで、第14条、第15条及び第16条第1項を除き、以下同じ。）の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる項目について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。</u>	第 4 条 会員は、<u>M S C B等（その発行に当たって株主総会の特別決議を行っていないものに限る。第6条から第8条まで、第10条第1項、第11条及び第12条を除き、以下同じ。）の買受けを行うに当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項について確認し、総合的な判断及び責任のもとに当該買受けを行わなければならない。</u>
1 財政状態及び経営成績 イ （ 削 る ） ロ （ 削 る ） ハ （ 削 る ）	1 財政状態及び経営成績 イ <u>財政状態の十分性及び資金繰り状況</u> ロ <u>業績の推移及び業績予想</u> ハ <u>財政状態及び経営成績の変動理由分析</u>

改 正 案	現 行
二 (削 る) 2 調達する資金の使途 イ (削 る) ロ (削 る) 3 株価等の動向 イ (削 る) ロ (削 る) 4 市場及び既存株主への影響 イ (削 る) ロ (削 る) 5 企業内容等の適切な開示 (削 る) 6 その他会員が必要と認める事項	二 公表された業績予想及び進捗状況 2 調達する資金の使途 イ 調達する資金の使途の合理性 ロ 過去に調達した資金の充当状況 3 株価等の動向 イ 株価の推移 ロ 売買高の推移 4 市場及び既存株主への影響 イ 新株予約権等の行使価額(行使価額の修正条項を含む。)行使期間その他の条件の合理性 ロ 対象株券等の流動性及び時価総額を踏まえた当該MSCB等の発行数量及び当該発行に伴う希薄化の合理性 5 企業内容等の適切な開示 直近事業年度末以降の状況の適切な開示 6 その他会員が必要と認める事項
(上場発行者に対する説明)	(新 設)
第 4 条 会員は、第三者割当増資等の買受けを行うに当たっては、当該第三者割当増資等と同時に発行される当該第三者割当増資等に係る株券等を原資産とする有価証券を組成する場合には、当該有価証券を組成する旨を当該上場発行者に対して説明しなければならない。	
2 会員は、第三者割当増資等の買受けを行うに当たっては、前項の有価証券の組成又は金融商品取引法(以下「金商法」という。)第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引の条件に基づいて当該第三者割当増資等の条件が決定される場合には、当該内容を当該上場発行者に対して説明しなければならない。	(新 設)
(上場発行者に対する要請)	(適切な開示の要請)
第 5 条 会員は、第三者割当の方法により募集又は売出しが行われる株券の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対し、本協会が別に定める指針に基づき払込金額を決定するよう要請しなければならない。	(新 設)
2 会員は、第三者割当増資等の買受けを行うに当たっては、上場発行者に対して、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 調達する資金の使途 2 当該第三者割当増資等を発行する理由	第 5 条 会員は、MSCB等の買受けを行うに当たっては、発行会社に対し、次の各号に掲げる事項について、適切な開示を行うよう要請するものとする。 1 調達する資金の使途 2 当該MSCB等を発行する理由

改 正 案	現 行
<u>3 当該第三者割当増資等の割当先の選定理由</u> <u>4 当該第三者割当増資等の発行条件の合理性</u> <u>5 当該上場発行者の役員、主要株主等会社関係者における株券等貸借取引の予定</u> <u>6 当該第三者割当増資等の発行後の新株予約権等の行使状況</u> <u>7 その他会員が必要と認める事項</u>	<u>3 当該M S C B等の割当先の選定理由</u> <u>4 当該M S C B等の発行条件の合理性</u> <u>5 当該発行会社の役員、主要株主等会社関係者における株券等貸借取引の予定</u> <u>6 当該M S C B等の発行後の新株予約権等の行使状況</u> <u>7 その他会員が必要と認める事項</u>
(買受けの条件) 第 6 条 会員は、第三者割当増資等の買受けを行うに当たって、直前に行われた第三者割当増資等(当該買受けから5年以内に行われたものに限る。)の割当先の保有方針に関する開示内容とその後の割当先の投資行動が異なっていることを確認した場合には、当該内容が公表された後でなければ当該買受けを行ってはならないものとする。	(新 設)
(買受けの中止時等の取扱い) 第 7 条 会員は、上場発行者の役員(金商法第21条第1項第1号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。)が、未公表である第三者割当増資等を行うことを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引(金商法第166条第6項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。)を行ったことを確認した場合には、当該第三者割当増資等の買受けを行ってはならないものとする。 2 会員は、上場発行者による第三者割当増資等の買受けの準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該第三者割当増資等を行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。 3 会員は、上場発行者による第三者割当増資等の買受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた買受け人の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日(公表がなされるものに限る。)前6か月の間において、当該上場発行者による株券等の第三者割当増資等を行う計画が第1項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。	(新 設)

改 正 案	現 行
4 会員は、第1項の規定により買受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする第三者割当増資等に係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が6か月を経過した後でなければ、当該上場発行者の第三者割当増資等の買受けを行ってはならないものとする。	
第 3 章 M S C B等の取扱い	(新 設)
(上場発行者に対する説明)	(新 設)
第 8 条 会員は、上場発行者に対してM S C B等の発行を提案する場合には、当該上場発行者がM S C B等の商品性並びに発行に伴うメリット及びデメリットについて十分に理解し、既存株主に与える影響等を十分に考慮したうえでM S C B等の発行を選択するよう、当該上場発行者に対して十分な商品説明を行うものとする。	
(M S C B等の買受け時の確認事項)	(新 設)
第 9 条 会員は、M S C B等の買受けを行うに当たって第3条第1号から第5号に掲げる項目について確認するときは、少なくとも次に掲げる内容について確認しなければならない。 1 財政状態及び経営成績 イ 財政状態の十分性及び資金繰り状況 ロ 業績の推移及び業績予想 ハ 財政状態及び経営成績の変動理由分析 ニ 公表された業績予想及び進捗状況 2 調達する資金の用途 イ 調達する資金の用途の合理性 ロ 過去に調達した資金の充当状況 3 株価等の動向 イ 株価の推移 ロ 売買高の推移 4 市場及び既存株主への影響 イ 新株予約権等の行使価額（行使価額の修正条項を含む。）行使期間その他の条件の合理性 ロ 対象株券等の流動性及び時価総額を踏まえた当該M S C B等の発行数量及び当該発行に伴う希薄化の合理性 5 企業内容等の適切な開示	

改 正 案	現 行
<u>直近事業年度末以降の状況の適切な開示</u> （観察期間における空売り価格） 第 10 条 M S C B等を保有している会員は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の4第4項及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第5号に定めるところにより、自己の計算において、当該M S C B等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該M S C B等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格（金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。）以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。 （観察期間における市場売却） 第 11 条 M S C B等を保有している（保有することを決定している場合を含む。以下この条及び第15条において同じ。）会員は、当該M S C B等の行使価額が、取引所金融商品市場の売買立会における終値（最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。）を参照するものである場合には、当該M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻の15分前から当該終了すべき時刻までの間（以下「終了前15分間」という。）において、対象株券等の市場売却に係る発注（終了前15分間の前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。）を行ってはならない。 2 （ 現行どおり ） 4	（観察期間における空売り価格） 第 6 条 M S C B等を保有している会員は、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の4第4項及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第14条第5号の<u>規定</u>に定めるところにより、自己の計算において、当該M S C B等の買付けの残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、新株予約権等を行行使することにより取得することとなる対象株券の数量の範囲内で対象株券等の空売りを行おうとする場合であっても、当該M S C B等の観察期間中に、当該空売りに係る株券につき直近公表価格（金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格をいう。以下同じ。）以下の価格において当該空売りを行ってはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（金商法施行令第26条の4第1項に規定する直近公表価格と異なる価格をいう。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。 （観察期間における市場売却） 第 7 条 M S C B等を保有している（保有することを決定している場合を含む。以下この条及び第12条において同じ。）会員は、当該M S C B等の行使価額が、取引所金融商品市場の売買立会における終値（最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格をいう。以下同じ。）を参照するものである場合には、当該M S C B等の観察期間中の各営業日に、自己の計算において、原則として当該営業日の取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻の15分前から当該終了すべき時刻までの間（以下「終了前15分間」という。）において、対象株券等の市場売却に係る発注（終了前15分間の前に発注した売り注文の変更及び引条件付注文を含む。）を行ってはならない。 2 （ 省 略 ） 4

改 正 案	現 行
(観察期間における規制の適用除外) 第 12 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 (現行どおり) 2 第10条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合	(観察期間における規制の適用除外) 第 8 条 前 2 条の規定は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には適用しない。 1 (省 略) 2 第 6 条に規定する空売り又は前条に規定する市場売却を行おうとするときの取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の価格が、発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当該対象株券等の終値以上又は行使価額の修正が行われ得る下限の価額未満である場合
(新株予約権等の行使制限) 第 13 条 会員は、M S C B 等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に<u>上場発行者</u>と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が当該M S C B 等の発行の払込日時点における上場株式数(金融商品取引所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第 5 項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。 1 (現行どおり) 2 <u>上場発行者</u>と当該M S C B 等の買受けを行う会員との間で対象株券について取得後 6 か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 3 第 1 項に規定する行使数量について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより計算するものとする。 1 (現行どおり) 2 当該M S C B 等以外に当該<u>上場発行者</u>が発行する別のM S C B 等で新株予約権等を行行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)が重複するもの(以下「別回号M S C B 等」という。)がある場合 当該M S C B 等と当該別回号M S C B 等	(新株予約権等の行使制限) 第 9 条 会員は、M S C B 等の買受けを行うに当たっては、当該買受けを行う際に<u>発行会社</u>と締結する契約(以下「買取契約」という。)において、新株予約権等の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数(以下「行使数量」という。)が当該M S C B 等の発行の払込日時点における上場株式数(金融商品取引所が当該払込日時点に公表している直近の上場株式数をいう。以下同じ。)の10%を超えることとなる場合には、当該10%を超える部分に係る新株予約権等の行使(以下「制限超過行使」という。)を行うことができない旨の第 5 項に規定する内容を定め、これを遵守しなければならない。 2 前項の規定は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合には適用しない。 1 (省 略) 2 <u>発行会社</u>と当該M S C B 等の買受けを行う会員との間で対象株券について取得後 6 か月以上の保有が約され、その旨が公表されること。 3 (省 略) 4 (省 略) 3 第 1 項に規定する行使数量について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより計算するものとする。 1 (省 略) 2 当該M S C B 等以外に当該<u>発行会社</u>が発行する別のM S C B 等で新株予約権等を行行使することができる期間(以下「行使可能期間」という。)が重複するもの(以下「別回号M S C B 等」という。)がある場合 当該M S C B 等と当該別回号M S C B 等

改 正 案	現 行
の新株予約権等の行使数量を合算する。 4 第1項に規定する上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。 1 (現行どおり) 2 当該上場発行者が当該MSCB等を発行する際に別回号MSCB等がある場合 当該別回号MSCB等に係る第1項及び前号の規定に基づく上場株式数とする。 5 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。 1 上場発行者は、MSCB等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。 2 MSCB等の買受けを行う会員は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の行使に当たっては、あらかじめ、上場発行者に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 3 MSCB等の買受けを行う会員は、当該MSCB等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、上場発行者との間で前各号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約させること。 4 上場発行者は、前号の転売先となる者との間で、第1号及び第2号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約すること。 6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。 1 (現行どおり) 2 上場発行者に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間 3 (現行どおり) 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 7 (現行どおり) (削 除)	の新株予約権等の行使数量を合算する。 4 第1項に規定する上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。 1 (省 略) 2 当該発行会社が当該MSCB等を発行する際に別回号MSCB等がある場合 当該別回号MSCB等に係る第1項及び前号の規定に基づく上場株式数とする。 5 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる内容を定めなければならない。 1 発行会社は、MSCB等を保有する者による制限超過行使を行わせないこと。 2 MSCB等の買受けを行う会員は、制限超過行使を行わないことに同意し、新株予約権等の行使に当たっては、あらかじめ、発行会社に対し、当該新株予約権等の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。 3 MSCB等の買受けを行う会員は、当該MSCB等を転売する場合には、あらかじめ転売先となる者に対して、発行会社との間で前各号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約させること。 4 発行会社は、前号の転売先となる者との間で、第1号及び第2号の内容及び転売先となる者がさらに第三者に転売する場合にも同様の内容を約すること。 6 第1項に規定する買取契約には、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができる旨を定めることができる。 1 (省 略) 2 発行会社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間 3 (省 略) 4 (省 略) 5 (省 略) 7 (省 略) <u>(会員以外の者がMSCB等を買受ける場合の対応)</u> <u>第10条</u> 会員は、当該会員の関係会社(当該会員の親会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項第1号に規定する親会社をいう。)) 子会社(同項第2号に規定する子

改 正 案	現 行
(適切な空売りの受託) 第 14 条 会員は、当該会員の関係会社がM S C B等を保有していることを知りながら、当該関係会社による第9条に反する空売りを受託してはならない。 (社内体制の整備) 第 15 条 M S C B等の買受けを行う会員は、M S C B等の買受けを推進する業務からの影響を受けずに第3条に掲げる事項の確認を行うために、必要な社内体制を整備しなければならない。 2 M S C B等を保有している会員は、第9条及び第10条の規定の遵守状況についてのモニタリングを実施するものとする。 3 (現行どおり)	会社をいう。)及び親会社の子会社(同項第4号に規定する親会社の子会社をいう。)をいう。以下同じ。)によるM S C B等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から前条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第4条に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が代行して適切な確認を行うものとする。 2 会員は、会員以外の者(当該会員の関係会社を除く。)によるM S C B等の買受けを斡旋する場合には、当該M S C B等の発行会社に対し、第3条から第5条及び第9条に掲げる事項について、規則の趣旨を尊重するよう要請するものとする。 (適切な空売りの受託) 第 11 条 会員は、当該会員の関係会社がM S C B等を保有していることを知りながら、当該関係会社による第6条に反する空売りを受託してはならない。 (社内体制の整備) 第 12 条 M S C B等の買受けを行う会員は、M S C B等の買受けを推進する業務からの影響を受けずに第4条に掲げる事項の確認を行うために、必要な社内体制を整備しなければならない。 2 M S C B等を保有している会員は、第6条及び第7条の規定の遵守状況についてのモニタリングを実施するものとする。 3 (省 略)
第 4 章 雑 則 (会員以外の者が第三者割当増資等を買受ける場合の対応) 第 16 条 会員は、当該会員の関係会社(当該会員の親会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第177条第6項第1号に規定する親会社をいう。)子会社(同項第2号に規定する子会社をいう。)及び親会社の子会社(同項第4号に規定する親会社の子会社をいう。)をいう。以下同じ。)による第三者割当増資等の買受けを斡旋する場合には、当該関係会社に対し、第3条から第13条までに定めるところによるよう要請するものとする。なお、第3条、第7条第2項及び第3項並びに第9条に掲げる事項については、必要に応じて当該会員が	(新 設) (新 設)

改 正 案	現 行
代行して適切な確認を行うものとする。 2 会員は、<u>会員以外の者（当該会員の関係会社を除く。）による第三者割当増資等（M & A（「有価証券の引受け等に関する規則」第20条第2項に規定するM & Aをいう。この条において同じ。）に際して行われる第三者割当増資等を除く。）の買受けを斡旋する場合には、当該第三者割当増資等の上場発行者に対し、第3条から第8条及び第11条に掲げる事項について、規則の趣旨を尊重するよう要請するものとする。</u> 3 前項の規定に関わらず、会員は、M & Aに際して行われる第三者割当増資等において、<u>会員と上場発行者との間において買受けの斡旋に係る契約が締結される場合には、上場発行者に対し、第5条に掲げる事項について要請するものとする。</u> （みなしMSCB等への適用） 第17条 会員が<u>第三者割当増資等の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該第三者割当増資等に係る金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該第三者割当増資等と密接不可分の関係であって、かつ、当該第三者割当増資等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第2条第2号柱書と同等の効果を有する場合には、当該第三者割当増資等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして第3章の規定を適用する。</u> 2 会員は、前項の規定に該当することとなった場合には、<u>第5条第2項各号に掲げる事項に加え、当該第三者割当増資等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。</u> （この規則の適用除外） 第18条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等に基づく決定に従い発行される<u>第2条第2号に該当する有価証券については、本協会が適当と認める場合には、この規則を適用しない。</u> 2 <u>有価証券の引受け等に関する規則第32条に規定する引受けを伴わない行為が並行する場合に該当する第三者割当増資等の募集又は売</u>	（MSCB等以外への適用） 第13条 会員が<u>上場有価証券の発行会社が発行する第2条第1号イからニに掲げる有価証券（以下「CB等」という。）の買受け又は買受けの斡旋をするに当たり、当該発行会社が発行する有価証券に係る金商法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該CB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として第2条第1号柱書と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなしてこの規則の規定を適用する。</u> 2 会員は、前項の規定によりこの規則の適用を行った場合には、<u>第5条各号に掲げる事項に加え、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引の内容について、開示の要請を行うこととする。</u> （この規則の適用除外） 第14条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等に基づく決定に従い発行される<u>第2条第1号に該当する有価証券については、本協会が適当と認める場合には、この規則を適用しない。</u> （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>出しについては、この規則を適用しない。</u> 付 則 この改正は、平成22年4月1日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。）又は株主総会の特別決議が行われる第三者割当の方法による株券等の募集及び売出しから適用する。	